入札監理小委員会 第472回議事録

第 472 回入札監理小委員会議事次第

日 時:平成29年9月8日(金)14:16~15:13

場 所:永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1. 実施要項(案)の審議
 - ○共通基盤情報システム設計構築・運用管理業務((独)製品評価技術基盤機構)
- 2. 国有林の間伐等事業について
 - ○近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における民間競争入札の入札結果等について (農林水産省)
- 3. その他

<出席者>

(委 員)

石堂主查、井熊副主查、若林専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

((独) 製品評価技術基盤機構)

企画管理部情報システム課 市原課長、澤野主査

(農林水産省)

林野庁国有林野部業務課 内海課長補佐、楠本係長

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第472回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人製品評価技術基盤機構の共通基盤情報システム設計構築・運用管理業務の実施要項(案)、2つ目に、農林水産省の国有林の間伐等事業 近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における民間競争入札の入札結果等について審議を行います。

最初に、独立行政法人製品評価技術基盤機構の共通基盤情報システム設計構築・運用管理業務の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。実施要項(案)について、独立行政法人製品評価技術基盤機構企画管理部情報システム課の市原課長より、ご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○市原課長 よろしくお願いいたします。独立行政法人製品評価技術基盤機構の市原でございます。私から今回、共通基盤情報システム設計構築・運用管理業務をこちらでご審議いただきたく、実施要項をご説明させていただきます。

まず、実施要項です。本業務、この業務の概要に関して、ご説明差し上げます。この業務の概要です。当機構では、当機構の業務の基盤になります情報システムとして、製品評価技術基盤機構共通情報基盤システムというものを構築しております。我々はこれを「NITE-LANシステム」と呼んでおります。このNITE-LANシステムの整備、そして運用を行っているわけでございます。今回、このNITE-LANシステムに関して、現行のNITE-LANシステムの運用が平成30年に終わる予定です。31年度以降の新しいシステムとしても調達をかけたいと、今回その調達に関しての実施要項を作成し、ご審議をお願いしている次第でございます。

この新しいシステムですが、当機構におけるシステム最適化計画がございます。その最適化計画の中で、次のNITE-LANシステムをどうするかを検討して、その要件を現行のNITE-LANシステムへ盛り込む形で進めております。今回盛り込む予定となったのが、ロケーションフリーの整備や業務効率化の推進、この業務効率化の推進に関してはグループウェアの活用や電子メールとタスク等の連携、こういう形での活用です。それから、端末の共通仕様化、今複数の種類の端末を使っておりますので、それを共通仕様化する等いろいろな項目が挙げられております。こういうものを盛り込んで、新しいNITE-LANシステムを構築、そして提供していくことになります。

この業務の規模でございます。当機構は東京の本所に拠点を構えておりまして、そのほか支所、地方拠点が10カ所ございます。それを広域イーサでつなぎまして、運用してい

ます。実際、この拠点10カ所を合わせて、我々は約800名の人員を抱えておりますので、その800名が使うシステムになります。

この内容でございますが基本的には業務サービスの提供として、メールやファイル共有など、それからウェブ会議サービスです。そのほか、いろいろな業務に必要なさまざまなサービス、これを業務サービスと呼んでいます。このような業務サービスを提供してくださいとしています。それから、プライベートクラウドと呼んでいますが、機構においてはいろいろな各センター、うちでは化学センター、バイオセンター、製品安全センター、認定センター、国際評価技術本部とこういった部門を抱えています。それごとに固有のシステムを保有しております。そのシステムを稼動させるための情報基盤として、プライベートクラウドを提供し、そのプライベートクラウドの中でそのシステムを動かしていただくということで、この共通基盤としてプライベートクラウドサービスを提供していることになります。

そのほか、ネットワークです。あとはセキュリティ、それから運用管理・保守の形で、いろいろなサービスを今回の調達で業者さんに提供していただいて、そのサービスを使って機構の業務を円滑に進めていくことを想定しております。

あと、これらに関しての業務です。基本的には、今回の調達においては先ほど申しましたように、業務サービスやプライベートクラウドサービスなどいろいろなサービスを事業者の方に提供してくださいとお願いします。その質においては今回SLAを定めて、そのSLAの達成で業務の質そのものを図っていこうと考えております。

基本的には、サービス提供時間です。当機構の場合ですと、開庁日の朝の8時から夜の7時ぐらいです。そちらが基本的に職員がいる時間になりますので、このサービス時間においてどれだけ稼動したかを判断基準に、最高で99.9%以上であればレベル3の形での評価、サービスの質を判断していくと考えております。さらに、そのほかに障害が起こったときの復旧時間、あとは障害が発生したとき、その発生してから我々のところまで駆けつけるまでの時間、そのほかマルウェア、セキュリティ・インシデントが発生した場合、マルウェア等侵入等のセキュリティ・インシデントが発生した場合のその対策の時間、あとは脆弱性に関して公表されたときのそれに対応するまでの対応時間など。そのほか、ウィルス定義ファイルのパターンです。パターンファイルの配布に関する時間や不正アクセスの対処時間など。それから、クライアントPCに関するログイン時間です。これらを1つの指標として、それぞれ我々がSLAに定める値、これを満たすか否か。その質そのも

のを判断していきたいと考えている次第です。

実際に今回の調達において、契約としましては平成30年5月上旬ぐらいに契約をします。そこから当機構用にサービスを構築していただいて、その構築していただいたサービスを31年3月1日から、そして35年3月31日にわたるまでご提供してくださいという形の契約といたします。

それから、入札です。入札にあたっては、提案書の提出を皆さんにお願いして、その提案書を評価することによって入札してもいいかどうかを判断してやっていこうと考えております。その判断に関しては、評価基準書というものをつくって、その評価基準書の評価基準に従って評価して判断していくことを想定しております。その評価に関してですが、その評価基準書の判断は基本的には総合評価で行いまして、価格点と技術点それぞれ1対1で今回評価を行っていこうと。その技術点に関しては加点項目を設けて、その加点項目の中で特に提案が優れているものに関しては最大加点40点として設定し、それぞれ提案した内容に関して評価した上で判定していこうと考えている次第でございます。

あとは、評価基準書の別紙になります。このNITE-LANシステムは今までも調達してきたわけで、現状実際に今かかっている経費等に関しては、この別紙1の資料に記載しておりますのでご覧いただきたいと思っています。特に、詳しい説明はいたしません。〇石堂主査 大体よろしいですか。

○市原課長 あと1つだけ。この契約に関して、機器更新等の際における民間事業の措置です。このときに、我々は組織変更というよりも事業所の追加、事業の拡大に応じて事業

所が追加されたり、人員が大きく増加する可能性がございます。今回そういうことも想定して、そういう組織変更等によって人員が大きく増大した場合は契約の変更をしますという形にさせていただいております。

以上になります。

- ○石堂主査 ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまご説明いただきました 本実施要項(案)についてご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いか がでしょうか。
- ○若林専門委員 では。
- ○石堂主査 どうぞ。
- ○若林専門委員 すいません。ご説明ありがとうございました。契約状況の推移を拝見しますと、過去3回の契約は内容的には同内容だったと理解しています。契約金額は結構違

うように拝見しましたが、これは何か理由がございますか。教えていただければと思いま す。よろしくお願いします。

○市原課長 まず、そのお答えですが、特に平成21年から平成26年の契約と平成25年度以降の契約を比べて見ますと、大きく金額が増加しております。これはどういった理由かと言いますと、平成25年度の契約において、各部門、先ほど各部門のシステムを搭載するためにプライベートクラウドを構成しますというお話をしました。このプライベートクラウドを導入して、各部門のシステムを基盤システムの中で面倒を見ることになったのがこの平成25年度以降の契約からです。この部分を新たに25年度の契約の中で盛り込んだためにこの金額が増大していることになります。ただし、機構全体で見た場合、当然基盤システムに取り込んでいますので、それぞれの部門でのシステムの管理や構築の費用は安くなったり、またはなくなったりとなっております。全体の費用としては抑えられている状況に今なっています。

- ○若林専門委員 ありがとうございました。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。
- ○大山専門委員 すいません。A-2の126分の51、真ん中の数字だと16ページで、7ポツで「移行」の話が書かれています。これと対応すると思って、この参考資料の別添1および別添2ですね。こちらの資料ですと、166分の8や9、このところを見ています。この中でまず後者、166分の8で2の企画管理部のところで真ん中ぐらいのところの縦の列を見ると、「本調達での移行対象範囲」のところですが、おわかりになりますか。○市原課長 はい。
- ○大山専門委員 そこに2のところだけが「データ」となっていて、ほかは「なし」になっています。その「請負者の役務」を見ると、「データ移行を含め現行システムからの移行を行う」と書いてあります。ここは「プライベートクラウドではない」という注意書きがありますが、この元々の調達仕様書で見たときに移行に関する説明を読んだのですが、いまひとつすっきりしないです。何が言いたいかというと、プライベートクラウドで次の別の全く違うプライベートクラウドにデータを移行する場合には、条件がどうなっているかで全く難易度が違うと思います。もしその辺のところは対象ではないという意味であるなら、今度はこの17、18、こちらの仕様書にはその旨が明確になっていればと思います。これは何かいまいちすっきりしないですが、その辺の説明をいただけますか。
- ○市原課長 その部分に関しては、まず先ほど申したように、当機構としてはプライベー

トクラウドとしてハードウェアというか、マシンの環境を提供しますという形になります。 その環境を提供するシステムがどれだけあるかというと、ここの先ほどお話になりました この参考04に一覧として標記されているシステムになります。このシステム群は、基本 的にはそれぞれの部門において運用されているシステムでございます。移行そのものは情 報システム課が行うのではなくて、その対応部門がそれぞれ行っていきます。ただし、そ の環境を整備する意味合いにおいては、本調達で整備しなければならないという意味合い でございます。

- ○大山専門委員 ひょっとすると、そちらの中が分かれているということですか。受注者側に対する説明なので、それだったらNITE側でやりますという話のほうがすっきりしていると思います。別に解釈はそれでいいのですね。
- ○市原課長 NITE側でやりますとはどのような意味合いでしょうか。
- ○大山専門委員 だから、請け負う側がやらなければならないかどうかが、一番気になる話です。それはなぜかというと、どうやったらいいかを探るのに今の、例えば既存のベンダーさんに聞かないといけないとなると、応札するかどうかが相手にわかってしまいます。協力を求めた途端に費用を上乗せされてしまうので、そこで競争が起きないというのが一般的な状況になると思います。したがって、そこのところをやれという話か、そうでないのかがはっきりしないと、受注側はそこで逡巡するのではないかと思います。その意味では、そちらの内部で誰がやるかという話よりも、データ移行に関して受注側はやらなくていいですよという意味なのかどうかを示す必要があるでしょう。
- ○市原課長 そういう意味においては、先ほどの資料、参考04のこの表の中で本調達の 移行対象範囲として基本的には「なし」と伝えさせていただいております。
- ○大山専門委員 でも、1個残っていますよね。
- ○市原課長 このデータ、これに関しては現状管理業者がいないものですから、本調達に おいてどうしてもやらなければいけない。データに関しては、やらざるを得ないというこ とで記載させていただいているということです。ただ、それ以外に関しては「なし」と明 確に記載しております。
- ○大山専門委員 わかりました。であれば、それがこちらの実施要項の案ではそのまますっと読めないように思いますと、これは意見です。

2のところの「データ移行を含め」云々と書いてある先ほどの別添の資料の8ページ目、 2ポツの企画管理部のところの移行の対象がデータと書いてある、ここの部分について、 これの詳細がないと同じことが起きる可能性があるのですが、ここについての説明は何かあるのでしょうか。どういうデータがあってということだと思います。

- ○市原課長 そうですね。この部分に関しては、現状詳細は実際書いておりません。ただ、 資料提示という形では、今回必要な資料に関しては全部問い合わせがあれば開示する形に しておりますので、そのときに開示する形を考えております。
- ○大山専門委員 わかりました。であれば、その旨だけは書いてあげたほうがいいかもしれませんね。ここで多分引っかかると思います。
- ○市原課長 わかりました。
- ○大山専門委員 すいません。よろしくお願いします。
- ○石堂主査 今の大山委員の関係では、若干修正を入れるという理解でよろしいですか。
- ○市原課長 はい。ここは修正させていただきます。
- ○石堂主査 わかりました。ほか、いかがでしょうか。

では私から少し。これは今回市場化テストにかける以前から2者応札ということで、競争状況は実現していた案件と理解されます。2者というのは、最低2者いないと競争にならないという意味では競争ですので、ほんとうはもっとたくさんいたほうがいいだろうと思います。そして、これは過去のものを見ますと、入札説明会等への参加は十数者も来ていて結構多いです。

そうすると、2点あります。1つにはたくさん来ている、だけど、応札はしなかった業者に対して、なぜ応札しなかったかというヒアリングを実施されてきたのだろうかということが1点です。それから、もう1つは共同体の参加を認めていることがあります。この15や18いる説明会参加した主体の中に、そういう共同企業体を組んでくる者がいたかどうか。そしてまた、機構さんとして、この共同体参加を入れようとしたときに、どのような組み合わせで来るのかというイメージをお持ちだったのかという、その3点をお伺いしたいと思います。

○市原課長 まずは、現契約についてお話します。現契約においては2者しか入札しなかった。実は、これは提案書を提出してくれた会社さんは3者ありました。1者はその提案書の審査の中で落ちています。最終的にその2者の形で争われて、1つ決まっている状況でございます。実際このたくさん入札説明会に来ていて、そして最終的には2者になってしまっています。ご質問のあった実際来なかった事業者に聞いてみますかということに関しては、財務会計課が契約の仕事をしております。この財務会計課で5年ほど前から、実

際には入札説明会に来ていただいた中で実際入札に参加されなかった方に関して、いろいろ調査をしている状況がございます。今回、特に現契約に関して私から財務会計課に問い合わせたところ、「今回の契約どうでしたか」という話で調べてくれたのですが、「記録が見つかりませんでした」と言われまして、わからない状況ではあります。財務会計課としては、積極的に入札説明会に来られて実際入札されなかった方に関して、調査は積極的に行っている状況ではあります。

共同体については、我々はまず、共同体の参加に関しては応札者の範囲を広げるという ことで設定をしております。具体的にどことどこが組んでに関しては、想定そのものがあ りません。

- ○石堂主査 わかりました。先ほど経理サイドで応札しなかったところにヒアリングしているというお話ですが、結局その結果をなぜ来ない理由がどこにあったかをこの要項に反映させていかないとだめなのです。
- ○市原課長 はい。
- ○石堂主査 要項をつくってからどうだったかと聞くのは、多分順序が逆だと思います。 それから、共同体も結局共同体参加いいよと言えば、応札者が増える要因になり得るのは 確かです。実際に世の中の受注状況などやったときに、この案件について共同体参加を認 めれば、こういう企業とこういう企業がジョイントしてくる可能性が高いからやってみよ うということがないと、ただいわば書いただけに過ぎないことになってしまいます。その 辺も今後ご検討いただければありがたいと思います。
- ○市原課長 わかりました。
- ○石堂主査 ほかいかがでしょうか。どうぞ。
- ○井熊副主査 この案件は競争は成立させていますが、同じ事業者がずっと受注しているのが構造上問題です。既存事業者が有利にならないような評価をしなければいけないと。この総合評価の中の1つの今回の特徴は、加点の比率が高いことだと思います。技術点の中の八十何%が加点項目です。この加点項目の中で、比較的中立的に書いてあるように思うのですが、同じ業者さんがずっとやっているから機構さんの意向を類推するような評価項目は避けるべきだと思います。

例えば、この最後のページの「その他の施策」で、「その他、機構にとって望ましい提案がなされているか」、それから、その次の次のところにある「機構の最適化計画全体を見据えた提案がなされているか」、あるいはその前のページで「最低限提示が必要な施策云々」

のところや、機構さんの希望を慮って書くような評価項目はやめたほうがいいのではないか。それはつきあいが長いほうが有利になると思われる。そこは例えば望ましいことがあるのであれば、それは要求書に書くべきであるし、最適化計画を見据えたという部分があるのであれば見据えた点を書くべきだと思います。

それから、あともう1つこれはお聞きしたいのですが、ワークライフバランスの推進状況は、加点項目の中で最大点、加点でありかつ項目として最大点になっている理由は何でしょうか。

○市原課長 この辺に関しては、特にワークライフバランスに関しては、考慮せねばならないと言われています。我々としてはこれを盛り込んだということでまず第1点目です。 その評価点に関しては、我々も実際にどうしようかという話を内部的にしました。この部分をどう評価するかというところで、このくらいの点数でよいのではないかと手探りな状態ではあります。周りを見てこのくらいなのかということで設定させていただいたという体裁になっています。

あと先ほどお話がありました機構に対して、評価項目に関して現行事業者に対して優位な形になってないかと言われたところではありますが、我々の意図としては、いろいろな事業者さんの提案を広く受け入れたいとその項目を設定しております。あくまでもそれが当機構に対して都合のいいものであればどんどんそれは評価したい。そういった思いでその評価項目を設定させていただいていると。

○井熊副主査 そのように提案を求めるときは、いろいろな既存の業者さんがいて、それで新しいチャレンジャーがいて、それで競争させようと思う場合は、機構さんが提案をしてほしいテーマをきちんと設定すべきだと思います。そうしないで、ばくっとして機構さんに望ましいとやったら、それは機構さんのことをよく知っている人が有利になるに決まっているわけです。もし、そういうご提案を求めたいのだったら提案を求めたい項目を明確にして、そこに対していろいろな提案を求めるとしないと、ニュートラルな競争にならないと思います。

- ○市原課長 わかりました。ご意見ありがとうございました。そこに関しては、こちらで も再度検討しまして反映していきたいと思います。
- ○石堂主査 ほかいかがでしょうか。はい、どうぞ。
- ○小尾専門委員 今の総合評価基準一覧の部分の最後のところは、これは別項目ですよね。 100点、480点と書いてある部分があります。これは、100点、480点をこの調

達仕様書に記載した必須要件の充足および望ましいとした要件の実現度合いによって100点、480点を加点するということですよね。トータルが860点、140点なので、ここはとても応札者からするとこれは何をもってすれば100点、480点が加算されるのかと。100点は基礎点なので、仕様書に書かれた必須要件を全て満たすような提案をすれば100点は加算されると思います。480点は、これは何をもって480点が加算されるのかは不明瞭のような気がします。

このままの評価項目だと、応札する側からすると何を提案すれば480点がもらえるのかがよくわからないので、技術評価をする際に応札者側から見ると何か疑念を抱く。つまり、ここの部分、どのような提案をしても480をもらえないと思われてしまうと、よくわからない技術審査がやられているのではないかととられてしまう可能性があります。一生懸命提案しても、この480点はもらえないかもしれないわけですよね。

- ○市原課長 そうですね。実際この最大加点というか、加点項目そのものは仕様書の中に、これこれに関してはこうすることが望ましいという形で明確に加点項目という形で、ここはこういう点があれば評価しますよという形で記載しております。不明確というよりは、例えば、ここの実施要項の126分の81ページです。ここに(ウ)の下の④、17行目です。「こちらに関してトラブル対処や調査の手順のシナリオの実行がイベント発生時に手動実行で選択が行えることが望ましい(その場合は総合評価において加点する)」ときちんと明示はしております。実際これに関してこの部分で提案があった場合、それに関して加点をしていくこととなっています。
- ○小尾専門委員 ああ、そういうことですね。
- ○市原課長 最終的には、この加点の部分に関して表をつくって、それぞれ割り振っていくというそういう作業をしていくわけです。
- ○小尾専門委員 わかりました。そうすると、そういう表を出せということを求めて、そうすると自分が加点項目に対して丸をつけている部分が幾つあって必須、必須は必須だから全部丸ですが、そういう何らかの、提案書の中にそういうものを含めなさいと。それがここでいう最後の加点項目に反映されますというようなことを説明する文章をどこかに入れていただければいいかと。
- ○市原課長 はい、わかりました。
- ○石堂主査 よろしいでしょうか。はい、どうぞ。
- ○若林専門委員 すいません。もう1つ同じ総合評価基準一覧のところについてご質問を

したいのですが、この7.3.2の実績のところです。「本件と類似の実績があるか」が加 点項目になっていますよね。同様のシステム系のこういう他の契約で、たしか元々の資格 要件として入っていたりするケースもあったのではないかと思います。加点項目とすべき なのかどうかというのでしょうか、教えていただきたい。つまり、類似の実績があるかを 大きな加点にすると、現行業者は必ず有利になるのではないかと思ったので、これは最低 限このぐらいはやっていてほしいですよねということではなくて、加点項目なのかという のが疑問です。疑問点が質問の趣旨なのですが。

- ○市原課長 そこでおっしゃっているのは、加点項目ではなくてこれは1つの条件ではないですかという話をされていますでしょうか。
- ○若林専門委員という対応もあり得るのかと思ったので、お聞きしたのですが。

すいません。それともう1つ、仮にこれが加点項目とすると、類似というのはどういう ものを類似と呼んでいるのかがどこかで明らかになっているかもお聞きしたいのですが。

- ○市原課長 まず後者、類似に関してです。類似そのものがどういうものをもって類似と言うかに関しては、ここでは明記をしていないのが現状でございます。ただ、なかなか難しい話でもございます。何があったら同じ、何があったら違うというのはなかなか難しいところもございます。そこは実際評価する委員、我々の中でもこれは各委員の評価で総合評価をしていくことになりますので、各委員の先生方の判断になるかと思います。
- ○石堂主査 ただ、新規参入しようという業者からすれば、例示であってもどういうこと が類似と判断されるのかなど、よすががないとなかなか……。それが全部そちらにお任せ になっているのは非常に不安だと思います。
- ○市原課長 ただ、我々の思いからしてみると、現状ここで構築しているシステムと同様 の規模を、そういうシステムを実際に回してきた経験があるかどうかが一番大きなところ だと。規模的な話かと思います。

では、前の質問に戻ります。ではこれを加点にするか否かに関しては、1つ条件にして しまうと必ずそういうことをクリアしていないといけないという話になってきます。加点 という形であれば、クリアしていなくてもとりあえずそれはそれで、そのほかのところで 点が稼げて入札になる可能性もあるかと考えている次第です。

○石堂主査 よろしいですか。ほか、よろしいでしょうか。それでは、本実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局、何かございますか。

- ○事務局 特にございません。
- ○石堂主査 それでは、今の議事の内容を振り返ってみます。

移行に関することや、また業者からどのような提案を受けようとするか、また加点のと ころ、そして、今最後に出たような類似業務の件、問題全部に共通するのは要件の明確化 という意味で要項全体をざあっと見直していただく必要があるかと思います。

したがいまして、本実施要項(案)につきましては、機構さんにおかれまして引き続き ご検討いただき、本日の審議を踏まえて要項(案)について必要な修正を行い、事務局を 通じて各位が確認した後に意見募集に入る手続を踏んでいただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等がございました。 たら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(製品評価技術基盤機構退室、農林水産省入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、農林水産省の国有林の伐採等事業 近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における民間競争入札の入札結果等についての審議を始めたいと 思います。

最初に、近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における民間競争入札の入札結果等について、林野庁国有林野部業務課の内海課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。 なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内海課長補佐 内海です。よろしくお願いします。時間が限られておりますので、早速 資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における民間競争入札の入札結果等についてでございます。公共サービス改革基本方針を踏まえまして、平成29年度の国有林の間伐等事業については、官民競争入札等監理委員会了承の実施要項に基づきまして、23カ所を対象に入札を実施してきたところでございます。このうち、近畿中国森林管理局山口森林管理事務所の入札実施箇所におきまして、再度の入札においても不落となったところでございます。

入札の経緯についてです。1の(1)、(2)をご覧ください。まず、入札手続きにつきまして、初回入札について入札公告が平成29年4月19日、現場説明が29年5月17日、開札が29年6月21日となっております。初回の入札結果につきましては、入札価格が予定価格を上回り、不落となったところでございます。直ちに再入札を行いましたが

不落となっております。よって、再度公告を打つことになりますが、公告の時期につきましては29年6月26日、現場説明29年7月6日、開札が29年8月9日となっております。再度入札の開札をいたしましたところ、入札価格が予定価格を上回り不落となったため、直ちに再入札を行いましたが不落となりました。

次のページをおめくりください。聞き取り結果と再度公告の対応についてでございます。 初回公告による入札終了後に応札者から入札価格の考え方について聴取したところ、まず 括弧の1ポツ目です。初年度の事業期間が短いこと、また冬期間の作業が不可能となるこ と等を想定し、通常より多くの作業人員の確保が必要であったと。2ポツ目としましては、 想定した以上の路網総延長が延びたこと、岩石地が多いと見込まれたこと等により路網整 備のコストを多く見込んだ積算をした結果、予定価格を上回ったとのことです。

(2)ですが、これらについては、実施箇所の面積や集造材材積の数量など、実施要項に定める事項の見直し等により改善できるものではありません。さらに、予定価格に関しても現地調査を踏まえ、標準的な作業システム、森林作業道の線形、延長距離によって行っていることから、特段の見直しは行わず、実施要項の5の(3)に基づき再度公告による入札を実施したところでございます。

実施者の特定につきましては、再度公告による入札においても不落となったことから、 実施要項5の(3)に基づき当該事業の実施方法について検討したところでございます。 まず、再々度の公告による入札による実施予定者の特定につきましては、初年度の事業期間が取れなくなることから困難です。そして事業の中止につきましては、当該箇所より集造材される丸太の販売による収入について、今年度の国有林野事業の収入計画に計上しておりまして、全く不実行となりますと問題です。再度公告による入札参加者と協議を行いまして実施予定者の特定を行うこととし、調整を図った結果、予定価格の範囲内で実施要項等と同様の条件で事業を実施できることが確認できましたので、実施者として特定することとしたところでございます。

なお、本件の応札者からの聞き取りにつきましては、公告時期の前倒しや公告から入札 までの期間の短縮について期限が出ていることから、これらの公告時期や期間の設定につ きましてはこれまでに一定の見直しを行ってきたものの、本年度実施箇所の状況の把握お よび分析と合わせまして、次期実施要項等の策定に向け検討していくものと考えておりま す。

次ページの応札者からの聴取の概要につきましては、先ほどご説明させていただいたも

のと重複する部分もございますので、この場では省略させていただきます。

林野庁からの説明は以上です。よろしくお願いします。

○石堂主査 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

- ○井熊副主査 ご説明ありがとうございます。これは再度の入札によって不落となった事業者さんと協議を行い、同じ予定価格で、同じ条件で、それでもできるという結果になったのはどういう理由ですか。
- ○内海課長補佐 まず、次ページの業者さんからの「事業期間が短い」「路網をつくるにあたって岩石地が多い」というお話がありました。期間的なものについては、単年度の事業ではなくて3カ年間にわたる事業ですので、その3カ年間の事業期間からすると、変更しなくてもいいのではないかというのがございました。あと、岩石地につきましては、どういった路網で想定しているかは事業発注する段階でお示しはしております。それと業者さんが想定しているものと結局比べる形になってしまうと思います。所が想定している路網の妥当性から、そこまで変えて措置するまでもないであろうという判断でございます。しかも、岩石地は一部でしたので。全域にわたるものではなく。
- ○井熊副主査 だから、同じ条件で、同じ価格で、不落になった業者さんがこれでできますよと言ったのは、十分事業の条件が伝わっていなかったと。それをきちんともっとここまでリスクを売り込む必要はないですよなど……。
- ○内海課長補佐 そうですね。
- ○井熊副主査 というようなことがわかったから、それだったらできますとなったと、そ ういうことですか。
- ○内海課長補佐 特に、期間の問題については、複数年にわたる事業について業者さんが 今回の入札が始めてということもありまして、そういったところが響いているのかなと思 っております。
- ○石堂主査 事細かにわかっているわけではないのですが、随契を最後やるときの調整といっても、林野庁さんの側、この山口の事務所で随契にあたっての予定価格は幾らでとオープンにしないわけですよね。
- ○内海課長補佐 はい、そうです。
- ○石堂主査 あくまでも業者に「はっきり言って幾らならやれるの?」と聞いて、業者さ

んが「このくらいだったら何とか」という。業者が出してきた価格、が予定価格の範囲内だったとなれば、入札のときにその価格が出てきてもいいような感じがします。それが、 今井熊先生がおっしゃったように、もう少し懇切丁寧に説明していれば、最初の入札でうまくいったかもしれないということですかね。

○内海課長補佐 その点につきましては、1つの課題ではないかと思っています。特に、不落随契の調整、お話をするときに期間的な話、つまり業者さんは、例えば当年度、雪がつく地域なので早目にやらなければならないと。そうなると、人数を例えば1年目にかさ増しして措置しないと終わらないような観点があって、そこの部分で結構多目に見ていたと。あと岩石地についても、「再度国有林でこういう線形を考えています」とお示ししたら、「それでもできるね」と。「たしかに岩石地を通らなくてもできるね」という理解を得て、再度価格をお示ししていただいたという状況でございます。

- ○石堂主査 要項も含めて、現地の状況などに対して、入札前にどこまで懇切丁寧に説明 するかという感じですね。
- ○内海課長補佐 そこは、今後どうしようかとは思っています。
- ○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、本入札結果等の審議はこれまでとさせていただきます。事務局は何かございますか。
- ○事務局 特にございません。
- ○石堂主査 それでは、本日はどうもありがとうございました。
- ○内海課長補佐 ありがとうございました。

(農林水産省退室)

一 了 —